

家畜排せつ物法の管理基準と記録について

管理基準とは？

管理基準は、家畜排せつ物を処理や保管(管理と呼びます。)する際に、まもっていただく必要がある基準です。すでに平成16年11月1日から適用されています。

適用対象者は？

一定規模以上の家畜を飼養する畜産農家や事業者が対象になります。

～管理基準の適用対象規模～

牛： 10頭以上

豚： 100頭以上

鶏： 2,000羽以上

馬： 10頭以上

※上記数字は飼養する家畜の頭羽数

管理基準の内容は？

1 管理施設の構造設備に関する基準

- ア ふんなど固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、**床を不浸透性材料**(コンクリートなど汚水が浸透しないもの)**で築造し、適切な覆いと側壁を設けること**
- イ 尿やスラリーなど液状の家畜排せつ物を管理する施設は、**不浸透性材料で築造した貯留槽とすること**

2 管理の方法に関する基準

- ア 家畜排せつ物を、**管理施設で管理すること**
- イ 管理施設の**定期的な点検**を行うこと、管理施設の破損を**遅滞なく修繕**すること、装置の**維持管理を適切に行うこと**
- ウ 家畜排せつ物の**年間の発生量、処理の方法、処理の方法別の数量について記録を行うこと**

Q: 家畜排せつ物の発生量等の記録はどうすればいいの？

家畜排せつ物の発生量を正確に把握することは難しい面があります。このため、簡便な方法で記録していただけるように様式が定められています。

次ページ以降の様式を参考にして下さい。記録したものは次回まで保存しておきましょう。

管理方法に関する基準の詳細についてお知りになりたい場合は、
中央家畜保健衛生所(TEL 048-663-3071)または
埼玉県畜産安全課(TEL 048-830-4189)までお問い合わせください。

記入様式(豚)

※白い欄の中の該当部分に数字を記入します。

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

(記入日: 令和 年 月 日)

1. 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:t/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭) ① ※頭数を記入	1頭当たり排せつ物量 ※以下の数字は、標準的な量として設定されたものです。		1年当たり排せつ物量 ※頭数(①)と1頭当たり排せつ物量(②、③)を かけ算して求めます。		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
肥育豚		0.77	1.39			
繁殖豚		1.20	2.56			
合計		-	-			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合 ※発生量を10割とした場合の処理方法別の 大まかな割合を記入します。	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他()	割	割
()	割	割
合計	10	10

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等^割譲渡したものについて^割記入して下さい。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合や固形物として処理している場合はふんの欄に、液状物として処理している場合は尿の欄に記入して下さい。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。